平成２４年号外第２３号　平成２４年１２月１０日

# 北九州市公報

発　行　所
北九州市小倉北区城内１番１号
北　九　州　市　役　所

## 目　　次

◇　条　　例　　ページ

○　北九州市特別会計条例の一部を改正する条例【財政局財務部財政課】　３
○　北九州市手数料条例の一部を改正する条例【財政局財務部財政課】　４
○　付属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例【総務企画局政策部企画課】　２５

◇　規　　則

○　北九州市手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【財政局財務部財政課】　２６
○　北九州市基本計画見直し検討委員会規則【総務企画局政策部企画課】　２７

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市特別会計条例の一部を改正する条例

市民太陽光発電所特別会計を新設することにしました。

この条例は、平成２４年１２月１０日から施行することにしました。

### ◇北九州市手数料条例の一部を改正する条例

１　薬事法の一部改正に伴い、薬局の開設の許可の申請に対する審査等に係る手数料を新設することにしました。

２　都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査等に係る手数料を新設することにしました。

この条例は、１については平成２５年４月１日から、２については規則で定める日から施行することにしました。

### ◇付属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

市長の付属機関を次のとおり新設することにしました。

| 付属機関の名称 | 担任する事項 |
|---|---|
| 北九州市基本計画見直し検討委員会 | 市長の諮問に応じ、北九州市基本計画の見直しについて調査審議すること。 |

この条例は、平成２４年１２月１０日から施行することにしました。

### ◇北九州市基本計画見直し検討委員会規則

北九州市基本計画見直し検討委員会の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めることにしました。

この規則は、平成２４年１２月１０日から施行することにしました。

北九州市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２４年１２月１０日

北九州市長　北　橋　健　治

北九州市条例第４３号

北九州市特別会計条例の一部を改正する条例

北九州市特別会計条例（昭和３９年北九州市条例第８０号）の一部を次のように改正する。

第１条に次の１号を加える。

（２３）　市民太陽光発電所特別会計　市民太陽光発電所事業

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２４年１２月１０日

北九州市長　北　橋　健　治

北九州市条例第４４号

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成１２年北九州市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| （３０） | 薬事法（昭和３５年法律第１４５号）第２４条第１項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査 | | １件につき２９，０００円 | |
| （３１） | 薬事法第２４条第２項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査 | | １件につき１１，０００円 | |
| （３２） | 薬事法施行令（昭和３６年政令第１１号）第４５条第１項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証の書換え交付 | | １件につき２，０００円 | |
| （３３） | 薬事法施行令第４６条第１項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証の再交付 | | １件につき２，９００円 | |

を

」

「

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| （３０） | 薬事法（昭和３５年法律第１４５号）第４条第１項の規定に基づく薬局の開設の許可の申請に対する審査 | | １件につき２９，０００円 | |
| （３１） | 薬事法第４条第２項の規定に基づく薬局の開設の許可の更新の申請に対する審査 | | １件につき１１，０００円 | |
| （３２） | 薬事法第１２条第１項の規定に基づく薬局製造販売医薬品（薬事法施行令（昭和３６年政令第１１号）第３条第３号に規定する薬局製造販売医薬品をいう。以下同じ。）の製造販売業の許可の申請に対する審査 | | １件につき５，７００円 | |
| （３３） | 薬事法第１２条第２項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 | | １件につき４，４００円 | |
| （３３）の２ | 薬事法第１３条第１項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許 | | １件につき１１，０００円 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 可の申請に対する審査 | | | | |
| （３３）の３ | 薬事法第１３条第３項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査 | | １件につき５，６００円 | | |
| （３３）の４ | 薬事法第１４条第１項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査 | | １品目につき９０円 | | |
| （３３）の５ | 薬事法第１４条第９項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の変更の承認の申請に対する審査 | | １品目につき９０円 | | に、 |
| （３３）の６ | 薬事法第２４条第１項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査 | | １件につき２９，０００円 | | |
| （３３）の７ | 薬事法第２４条第２項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査 | | １件につき１１，０００円 | | |
| （３３）の８ | 薬事法施行令第５条第１項に規定する薬局製造販売医 | | １件につき２，０００円 | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 薬品の製造販売業の許可証の書換え交付 | | | |
| （33）の9 | 薬事法施行令第6条第1項に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付 | | 1件につき2，900円 | |
| （33）の10 | 薬事法施行令第12条第1項に規定する薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付 | | 1件につき2，000円 | |
| （33）の11 | 薬事法施行令第13条第1項に規定する薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付 | | 1件につき2，900円 | |
| （33）の12 | 薬事法施行令第45条第1項に規定する薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の書換え交付 | | 1件につき2，000円 | |
| （33）の13 | 薬事法施行令第46条第1項に規定する薬局開設又は医薬品の販売業の許可証の再交付 | | 1件につき2，900円 | |

」

「

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| （39） | 旅館業法（昭和23年法律第138 | 常設営業の場合 | 1件につき22，000円 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 号）第３条第１項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査 | 一時営業の場合 | １件につき<br>１１，０００円 | |
| （４０） | 旅館業法第３条の２第１項又は第３条の３第１項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査 | | １件につき<br>７，４００円 | |
| （４１） | 公衆浴場法（昭和２３年法律第１３９号）第２条第１項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査 | | １件につき<br>２２，０００円 | |
| （４２） | 理容師法（昭和２２年法律第２３４号）第１１条の２の規定に基づく理容所の検査又は美容師法（昭和３２年法律第１６３号）第１２条の規定に基づく美容所の検査 | | １件につき<br>１６，０００円 | |
| （４３） | クリーニング業法（昭和２５年法律第２０７号）第５条の２の規定に基づくクリーニング所の検査 | | １件につき<br>１６，０００円 | |

を

」

「

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| （３９）から（４３）まで | 削除 | | | |

」に

改め、同表第１２０号の２中「において同じ。）による」を「及び第１２０号の５において同じ。）による」に改め、同表中

「

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| （１２０）の４ | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第１０条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査 | | １件につき２，２００円 | |

」を

「

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （１２０）の４ | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第１０条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査 | | | １件につき２，２００円 | |
| （１２０）の５ | 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）第５３条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査又は同法第５ | 一戸建ての住宅 | 登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和５４年法律第４９号）第 | １件につき３７，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき１８，５００円） | ア　都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第２項の規定 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| により当該低炭素建築物新築等計画が建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合（都市の低炭素化の促進に関する法律第５５条第２項において準用する場合を含む | | | | | ５条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査 |
| | | | ７６条第１項に規定する登録建築物調査機関をいう。以下この号において同じ。）による適合証（当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項第１号及び第３号に掲げる認定基準に適合していることを証明する書類をいう。以下この号において同じ。）を提出しない場合 | | |
| | １件につき５，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき２，５００円） | 登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関による適合証を提出する場合 | | | |
| | １件につき３７，０００円（低 | 申請に係る住 | 登録住宅性能 | 共同住宅 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 等の住戸部分 | 評価機関又は建築物調査機関による適合証を提出しない場合 | 戸数が１のもの | 炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき１８，５００円） | 。）にあっては、第１０９号及び第１１０号の規定により算定した金額を加算する。<br>イ　共同住宅に係る建築物全体の低炭素建築物新築等計画の認定又は低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請をする場合にあっては、共同 |
| | | | | 申請に係る住戸数が１を超え５以内のもの | １件につき７４，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき３７，０００円） | |
| | | | | 申請に係る住戸数が５を超え１０以内のもの | １件につき１０３，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき５１，５００円） | |
| | | | | 申請に係る住戸数が１０を超え２５以内のもの | １件につき１４６，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき７３，０００円） | |

| | | |
|---|---|---|
| 申請に係る住戸数が２５を超え５０以内のもの | １件につき２０９，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき１０４，５００円） | 住宅等の住戸部分に係る手数料の金額及び共同住宅等の共用部分に係る手数料の金額を合算した金額とする。 |
| 申請に係る住戸数が５０を超え１００以内のもの | １件につき２９８，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき１４９，０００円） | |
| 申請に係る住戸数が１００を超え２００以内のもの | １件につき４０４，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき２０２，０００円） | ウ　共同住宅等（非住宅部分を含む建築物に限る。以下この号において同じ。）に係る建築物全体の低炭素建築物新 |
| 申請に係る住戸数が２００を超え３００以内の | １件につき５２９，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | もの | １件につき２６４，５００円） | 築等計画の認定又は低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請をする場合にあっては、共同住宅等の住戸部分に係る手数料の金額及び共同住宅等の共用部分に係る手数料の金額並びに共同住宅等の非住宅部分に係る手数料の金 |
| | | | | 申請に係る住戸数が３００を超えるもの | １件につき６２２，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき３１１，０００円） | |
| | | | 住宅性能評価機関又は建築物調査機関による適合証登録を提出する場合 | 申請に係る住戸数が１のもの | １件につき５，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき２，５００円） | |
| | | | | 申請に係る住戸数が１を超え５以内のもの | １件につき１０，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき５，０００円） | |
| | | | | 申請に係る住戸数が５を超え１０ | １件につき１７，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 以内のもの | する審査の場合にあっては、１件につき８，５００円） | 額を合算した金額とする。 | |
| | | | | 申請に係る住戸数が１０を超え２５以内のもの | １件につき２９，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき１４，５００円） | エ　共同住宅等の非住宅部分のうち外皮性能に関する評価を必要としない部分の手数料の金額は、当該部分の面積を共同住宅等の共用部分として算定した金額とする。 | |
| | | | | 申請に係る住戸数が２５を超え５０以内のもの | １件につき４８，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき２４，０００円） | | |
| | | | | 申請に係る住戸数が５０を超え１００以内のもの | １件につき８５，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき４２，５００円） | | |
| | | | | 申請に係る住戸数が | １件につき１３５，０００円（低炭素建築物新 | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | １００を超え２００以内のもの | 築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき６７，５００円） |
| | | | | 申請に係る住戸数が２００を超え３００以内のもの | １件につき１７０，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき８５，０００円） |
| | | | | 申請に係る住戸数が３００を超えるもの | １件につき１８２，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき９１，０００円） |
| | | 共同住宅等の共用部分 | 登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関による適合証を提出 | 共用部分の面積が３００平方メートル以内のもの | １件につき１１７，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき５８，５００円） |
| | | | | 共用部 | １件につき１９ |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | しない場合 | 分の面積が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの | ２，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき９６，０００円） | | |
| | | | | | 共用部分の面積が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの | １件につき２９７，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき１４８，５００円） | | |
| | | | | | 共用部分の面積が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方 | １件につき３８２，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき１９１，０００円） | | に |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | メートル以内のもの | | | |
| | | | | 共用部分の面積が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のもの | １件につき４５６，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき２２８，０００円） | | |
| | | | | 共用部分の面積が２５，０００平方メートルを超えるもの | １件につき５３２，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき２６６，０００円） | | |
| | | | 登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関による | 共用部分の面積が３００平方メートル以内のもの | １件につき１０，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき５，０ | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 適合証を提出する場合 | | ００円） |
| | | | | 共用部分の面積が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの | １件につき２９，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき１４，５００円） |
| | | | | 共用部分の面積が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの | １件につき８５，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき４２，５００円） |
| | | | | 共用部分の面積が５，０００平方メートルを超え１０ | １件につき１３５，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき６７ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | ，０００平方メートル以内のもの | ，５００円） |
| | | | | 共用部分の面積が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のもの | １件につき１７０，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき８５，０００円） |
| | | | | 共用部分の面積が２５，０００平方メートルを超えるもの | １件につき２１３，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき１０６，５００円） |
| | | 共同住宅等の非住宅部分（ | 登録建築物調査機関又は指定確認検査機 | 非住宅部分の面積が３００平方メートル | １件につき２５８，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 以内のもの | 合にあっては、１件につき１２９，０００円） |
| | | | 共同住宅等のうち、住宅以外の用途に供する部分をいう。以下この号において同じ。） | 関（建築基準法第６条の２又は第７条の２第１項に規定するものをいう。以下この号において同じ。）であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるものによる適合証を提出しない場合 | 非住宅部分の面積が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの | １件につき４０８，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき２０４，０００円） |
| | | | | | 非住宅部分の面積が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの | １件につき５７９，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき２８９，５００円） |
| | | | | | 非住宅部分の面積が５，０００平 | １件につき７１１，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの | 対する審査の場合にあっては、１件につき３５５，５００円） | | |
| | | | | 非住宅部分の面積が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のもの | １件につき８３７，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき４１８，５００円） | | |
| | | | | 非住宅部分の面積が２５，０００平方メートルを超えるもの | １件につき９５７，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき４７８，５００円） | | |
| | | | 登録建 | 非住宅 | １件につき１０ | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 築物調査機関又は指定確認検査機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるものによる適合証を提出する場合 | 部分の面積が３００平方メートル以内のもの | ，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき５，０００円） |
| | | | | 非住宅部分の面積が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの | １件につき２９，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき１４，５００円） |
| | | | | 非住宅部分の面積が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの | １件につき８５，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき４２，５００円） |

| | |
|---|---|
| 非住宅部分の面積が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの | １件につき１３５，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき６７，５００円） |
| 非住宅部分の面積が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のもの | １件につき１７０，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場合にあっては、１件につき８５，０００円） |
| 非住宅部分の面積が２５，０００平方メ | １件につき２１３，０００円（低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の場 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | ートルを超えるもの | 合にあっては、1件につき106，500円） | |

」

改める。

付　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。ただし、別表第１２０号の２及び第１２０号の４の改正規定は、規則で定める日から施行する。

付属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成２４年１２月１０日

北九州市長　北　橋　健　治

北九州市条例第４５号

付属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

付属機関の設置に関する条例（昭和３８年北九州市条例第９７号）の一部を次のように改正する。

別表の市長の項中

「

| | |
|---|---|
| 北九州市行財政改革調査会 | 市長の諮問に応じ、北九州市の行財政改革の推進に係る基本的事項を調査審議すること。 |

」を

「

| | |
|---|---|
| 北九州市行財政改革調査会 | 市長の諮問に応じ、北九州市の行財政改革の推進に係る基本的事項を調査審議すること。 |
| 北九州市基本計画見直し検討委員会 | 市長の諮問に応じ、北九州市基本計画の見直しについて調査審議すること。 |

」に

改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成２４年１２月１０日

北九州市長　北　橋　健　治

北九州市規則第８４号

北九州市手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北九州市手数料条例の一部を改正する条例（平成２４年北九州市条例第４４号）付則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成２４年１２月１０日とする。

北九州市基本計画見直し検討委員会規則をここに公布する。

平成２４年１２月１０日

北九州市長　北　橋　健　治

北九州市規則第８５号

北九州市基本計画見直し検討委員会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、付属機関の設置に関する条例（昭和３８年北九州市条例第９７号）第３条の規定に基づき、北九州市基本計画見直し検討委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織、委員及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　委員会は、市長の諮問に応じ、北九州市基本計画の見直しについて調査審議する。

（組織）

第３条　委員会は、委員１５人以内で組織する。

２　委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

（任期）

第４条　委員の任期は、１年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長１人を置く。

２　委員長は、委員の互選によりこれを定める。

３　副委員長は、委員長が指名する。

４　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（議事）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第７条　委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、総務企画局において処理する。

（委任）

第９条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。